

# 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
鹿児島市	①	友愛パス券の交付市電・バス(全社共通)・桜島フェリーにおいて本人の運賃を全額免除	1~3級	鹿児島市在住者	友愛タクシー券・敬老バスとの重複不可	申請が必要	住民登録が必要
	①	友愛タクシー券の交付1年間に200円券を70枚交付	1級	鹿児島市在住者	友愛バス・敬老バスとの重複不可	申請が必要	住民登録が必要
	②	公共施設の入場料・利用料の減免・免除	1~3級	鹿児島市在住者以外も可(施設により異なる)		手帳の提示	<a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/others/sieisiseitugenmen.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/others/sieisiseitugenmen.html</a>
	③	まごころ収集	1級	鹿児島市在住者	「介護保険法又は障害者総合支援法に基づく居宅サービスを現に利用している一人暮らしの者のうち、ごみ出しが困難な、他に協力を得ることができない者で、下記に該当する者。 ①要介護認定者(要介護度1~5) ②障害者(身体障害1・2級、知的障害A判定、精神障害1級) ※①、②のみで構成される世帯も対象とする。」	申請が必要	住民登録が必要
鹿屋市	①	重度障害者福祉タクシー料金助成(500円×12枚)	1級	否	・前年度市町村民税非課税 ・在宅 ・本人及び世帯員が、自動車等(移動手段)を所有していない	申請・更新手続	市内の委託タクシー会社
	①	かのやくるりんバス運賃割引(半額 50円)	1~3級	可		手帳提示	1級のみ ご本人と介護人の方1名
	①	鹿児島中央駅一鹿屋直行バス運賃半額割引	1~3級	可		手帳提示	1級のみ ご本人と介護人の方1名
	②	かのやバラ園入場料等の免除	1~3級	可		手帳提示	ご本人と介添えの方1名(全額免除)
	②	リナシティかのや リナシアター鑑賞料金 1000円	1~3級	可		手帳提示	ご本人と介添えの方1名

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

## 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
枕崎市	①	タクシー運賃助成	1~3級	枕崎市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方	枕崎市内の契約タクシー事業所のみ	事前申請によりタクシー利用券の交付	年間で7,200円を限度(300円券×24枚)。乗車1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使用可能。
	②	南浜館入館料の減免	1~3級	枕崎市在住者以外も可		手帳提示	ご本人と付添人1人観覧料の2分の1に相当する額を減額
阿久根市	①交通料金	阿久根市高齢者等福祉タクシー利用助成	1~3級	阿久根市在住者	74歳以下の運転免許証を所持していない方で以下に該当する場合 ①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳A1・A2 ③身体障害者手帳が3級かつ療育手帳B1 ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級	事前に申請	運転免許証を保持していても、条件Cに該当し、けがや病気で、申請日から3か月以上にわたり継続して自動車等の運転ができない方は対象となる。この場合、申請には医師の診断書が必要となる。
出水市	①	ふれあいバス運賃割引	1~3級	出水市在住者		手帳提示	0996-63-2111
	①	重度障害者福祉タクシー料金助成(500円×12枚)	1級	出水市在住者		申請が必要	市内の委託タクシー会社
	②	出水市総合体育館ほか、市の管理する体育施設使用料の減免 クレインパーク、出水麓歴史館入館料の免除	1~3級	クレインパーク・出水麓歴史館は、出水市在住者以外も可 出水市在住者以外も可		手帳提示	0996-63-2111
指宿市	②	時遊館Coccoはしむれ施設入場料の使用料の免除	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	手帳提示	本人及び付添人が半額 ※施設学校等の引率者にも適用
	②	砂むし温泉砂染入浴施設入浴料の減免	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	手帳提示	半額 浴衣代は別途必要
	②	山川ヘルシーランド たまて箱温泉 レジャーセンターかいもん 入浴施設入浴料の減免	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	手帳提示	半額
	①	指宿市総合体育館他 市の管理する体育館等使用料の減免	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	申請が必要	半額 ※手帳所持者が半数以上を占める団体
	①	指宿中央公民館他 市の管理する公民館等使用料の減免	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	申請が必要	半額 ※手帳所持者が半数以上を占める団体
	①	市の市内循環バスの運賃減額	1~3級	指宿市在住者以外も可	減額	手帳提示	半額
西之表市	①	市街地巡回バス「わかさ姫」	1~3級	西之表市在住者以外も可	運賃半額	手帳提示	
	①	デマンド型乗合タクシー「どんがタクシー」	1~3級	西之表市在住者以外も可ですが、実家や親類宅等目的地がある場合に限りません。	運賃半額	事前に利用者登録を行い登録者証の交付を受ける。乗車時に手帳提示。	
	②	種子島開発総合センター「鉄砲館」	1~3級	西之表市在住者以外も可	入館料免除	手帳提示	
	②	赤尾木城文化伝承館「月窓亭」	1~3級	西之表市在住者以外も可	入館料免除	手帳提示	

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

## 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
垂水市	施設入場料	道の駅たるみず入浴料減免	1~3級	可		料金支払時に手帳提示	1級—全額減免 2・3級—入浴料350円→ 100円
薩摩川内市	①	福祉タクシー等利用券の交付 (500円×20枚)	1級	薩摩川内市在住者 (18歳以上)	・在宅 ※18歳未満の場合 は、1~3級の手帳を お持ちの方で、同一世 帯に普通運転免許保 持者がいない方	申請が必要	市内の協力タクシー会 社、福祉有償運送車両及 び甌島定期航路船
	①	市内横断シャトルバス運賃割 引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
薩摩川内市	①	北部・南部循環バス・高江、 土川線バス運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	川内港シャトルバス・串木野 新港線バス運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	くるくるバス運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	甌島甌地域コミュニティバス 運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	樋脇地域デマンド交通(ゆう ゆう号)運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	入来地域デマンド交通(きん かん号)運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	東郷地域デマンド交通(ゆつ たり号)運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	祁答院地域デマンド交通(け どういん号)運賃割引	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	①	観光船かのこ使用料の減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	半額
	②	サン・アビリティーズ川内の施 設使用料の免除	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	川内歴史資料館入館料の免 除	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	川内まごころ文学館入館料の 免除	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	せんだい宇宙館入館料の免 除	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	祁答院生態系保存資料施設 (資料館アクアタイム)使用料の 免除	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	上甌県民自然レクリエーショ ン村使用料の減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		申請が必要	半額
	②	下甌キャンプ場施設使用料 の減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		申請が必要	半額
	②	とうごう五色親水公園使用料 の減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		申請が必要	半額
	②	上甌老人福祉センター、下甌 高齢者多目的ホール、樋脇も くもふれあい館の施設使用 料の一部減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	ふれあいドームの施設使用 料の一部減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	②	上甌総合センターの施設使 用料の一部減免	1~3級	薩摩川内市在住者 以外も可		手帳提示	
	①	甌地域精神障害者受診旅費 助成	1~3級	薩摩川内市甌地域 在住者	自立支援医療(精神 通院)受給者であり、 甌地域以外の医療機 関に通院している方。	申請が必要	甌地域の各港と川内港 又は串木野新港間の船 舶旅客運賃相当額(離島 割引適用後の高速運賃 額を上限とする)の2分の 1

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

# 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
日置市	①	コミュニティバス	1~3級	日置市在住者		手帳提示	減額(1回80円)
	①	乗合タクシー	1~3級	日置市在住者		手帳提示	減額
	②	日置市元外相東郷茂徳記念館	1~3級	日置市在住者		手帳提示	入館料無料
	③	日吉老人福祉センター	1~3級	日置市在住者		手帳提示	入浴料減額(150円)
	③	伊集院総合運動公園プール	1~3級	日置市在住者以外 も可		手帳提示	利用料無料(同伴者も無 料) (日置市外は1/2)
	③	市内体育館及び運動公園	1~3級	日置市在住者以外 も可		手帳提示(予約時)	利用料全額免除 (日置市外は半額免除)
曾於市	①	思いやりバス等利用助成金	1級	曾於市在住者	月額 1,000円 年間最大 12,000円	チケット購入時に利用券購 入証明を受け市役所窓口に て申請	
霧島市	③	いきいきチケットの交付 温泉・バス券(50円×80枚) はりきゆう・あん摩マッサー ジ受診券(500円×10枚)	1~3級	霧島市在住者		申請が必要	市と契約している事業者 のみ(バスは霧島市ふれ あいバスや市内発着の 路線バスのみ)
	③	霧島市福祉手当 年額10,000円の支給	1級	霧島市在住者	10月1日現在で1年以上 居住 ※特別障害者手当な どの受給者、福祉施 設への入所者は除く ※10月1日現在、手帳 交付日から6ヶ月に満 たない方は5,000円	申請が必要 申請時期:10月上旬~中 旬	住民登録が必要
	②	霧島市営プール半額減免	1級~3級	霧島市在住者以外 も可		手帳提示	
	②	いきいき国分交流センター半 額減免	1級~3級	霧島市在住者以外 も可		手帳提示	
いちき串木野 市	①	いきいきバス・いきいきタクシ	1~3級	いちき串木野市在 住者以外も可	半額割引	手帳の提示	
	②	薩摩藩英国留学生記念館	1~3級	いちき串木野市在 住者以外も可	観覧料50円割引 年 間バスポート100円割 引	手帳の提示	
	②	旭運動広場・市来運動場・川 上運動広場・市来体育館・市 来武道館・市来弓道場・市民 プール・多目的グラウンド・庭 球場・総合体育館・串木野体 育センター・長崎鼻公園ソフト ボール場・B&G海洋セン ター	1~3級	いちき串木野市在 住者以外も可	市内利用者:使用料 の3分の2減免 市 外利用者:使用料の2 分の1減免	手帳の提示	
	②	秀栄ドーム	1~3級	いちき串木野市在 住者以外も可	半額割引	手帳の提示	使用者の3分の2以上が 高齢者及び障害者で構 成されている場合に適用
	③	訪問給食サービス	1~3級	いちき串木野市在 住者	一人暮らし又は65歳 以上の者や障害者と 同居している調理困 難者	事前申請	1日2食(朝・夕) 1食400円負担

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

# 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
南さつま市	②	万世特攻平和祈念館 入館料割引	1~2級	南さつま市在住者 以外も可		手帳提示	本人及び同伴者 半額 0993-52-3979
	②	鑑真記念館 入館料免除	1~3級	南さつま市在住者 以外も可		手帳提示	全額免除 0993-68-0288
	①	南さつま市コミュニティバス 運賃割引	1~3級	南さつま市在住者 以外も可		手帳提示	半額 0993-53-2111
	①	南さつま市予約型乗合タク シー 運賃割引	1~3級	南さつま市在住者 以外も可		手帳提示	半額 0993-53-2111
志布志市	①	フェリーさんふらわあの運賃 割引	1級	可		手帳提示	半額(本人及び介護人1 名の旅客運賃、本人乗車 の6m未満の乗用車(ト ラックを除く))
	①	フェリーさんふらわあの運賃 割引	2、3級	可		手帳提示	半額(本人の旅客運賃)
	②	ダグリ岬遊園地入場料の割引	1~3級	可		手帳提示	半額
南九州市	①	ひまわりバス運賃割引	手帳保 持者	南九州市在住の方		手帳の提示	大人:100円⇒無料 小人:50円⇒無料
	②	入浴券割引	手帳保 持者	南九州市在住の方	※市内指定の温泉 (5か所) ・えい中央温泉 ・えい別府温泉 ・知覧温泉 ・ふれあいセンターわくわく 川辺 ・アグリ温泉えい	割引入浴券(市役所発行)	入浴料 大人(12歳以上・65歳以上又 は手帳保持者) ※付添人1人 390円⇒220円 中人(6歳以上12歳未満)150 円 小人(1 歳以上6歳未満) 80円 0歳児:無料
	②	知覧特攻和会館	手帳保 持者	南九州市在住者以 外も可能		手帳の提示	入場料 大人:500円⇒300円 小人:300円⇒無料 ※付添人(1種のみ) 大人:500円⇒300円
	②	ミュージアム知覧	手帳保 持者	南九州市在住者以 外も可能		手帳の提示	入場料 大人:300円⇒200円 小・中:200円⇒無料
	②	知覧武家屋敷庭園	手帳保 持者	南九州市在住者以 外も可能		手帳の提示	入場料 大人:530円⇒320円 付添人1人:大人320円
	②	薩摩英国館	手帳保 持者	南九州市在住者以 外も可能		手帳の提示	入場料 大人:350円⇒150円 小・中:250円⇒100円 ※付添人1人:大人150円
	②	ホテル館 富屋食堂	手帳保 持者	南九州市在住者以 外も可能		手帳の提示	入場料 大人:500円⇒250円 小・中:300円⇒150円 ※付添人1人:半額
伊佐市	①	福祉タクシー利用料助成	1~3級	伊佐市在住者	伊佐市内の契約タク シー事業所のみ	事前申請により福祉タクシ ー利用券の交付	年間で12,000円を限度 (500円券×24枚)
	②	大口温泉高熊荘の入浴料減免	1~3級	伊佐市在住者以 外も可能		手帳の提示	2時間以内(250円→180円) 4時間以内(300円→250円) 8時間以内(350円→300円)
	②	まごし温泉の入浴料減免	1~3級	伊佐市在住者		事前申請により利用証の交 付を受ける	1回 380円→200円 回数券 11枚綴り 2,000円

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

## 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
始良市	②	温泉施設の減免(温泉保養券)	1~3級	始良市在住の満18歳以上70歳未満の方	保養券取扱事業所に限る。	事前申請(保養券の交付)	年度で4,200円を限度(100券×42枚)年度途中対象者は、月割りとする。
	①	始良市コミュニティバス運賃割引	1~3級	始良市在住者以外も可	50%割引	手帳提示	1級の方は、本人と介護人1名が対象
	②	始良市さえずりの森使用料の減額	1~3級	始良市在住者以外も可	5割相当額の減額	手帳提示	本人と付添者1人が対象
	②	始良市北山野外研修センター用具等使用料の免除	1~3級	始良市在住者以外も可	用具等使用料全額免除	手帳提示	本人と介護者が対象
	②	始良市スターランドAIRA入館料の免除	1~3級	始良市在住者以外も可	入館料の全額免除	手帳提示	本人と介護者(2人以内)が対象
	②	始良市椋鳩十文学記念館入館料の免除	1~3級	始良市在住者以外も可	入館料の全額免除	手帳提示	本人と介護者(2人以内)が対象
三島村	①	フェリーみしまの運賃割引	1~3級	三島村在住者以外も可	本人及び介護者1名	手帳の提示	50%割引
十島村	①	フェリーとしまの運賃割引	1~3級	十島村在住者以外も可	50%減額	精神障害者保健福祉手帳の提示	本人と介護者1名が対象
長島町	②	長島ブーゲンビリアの丘	1~3級	長島町在住者以外も可	入場料50%減額	手帳の提示	電話 0996-87-1600 住所 鹿児島県出水郡長島町川床3444-8
湧水町	①	湧水町ふるさとバス運賃割引	1~3級	湧水町在住者以外も可	第1種:本人及び介護者1名 第2種:本人	手帳の提示	普通運賃50%割引
大崎町	①	チャイルドシートの優先貸出し	1~3級	町内在住の児童(4歳未満)の養育者及びその1親等以内の親族		申請時に手帳の提示	優先貸出し
錦江町	①	福祉タクシー利用助成(500円×24枚)	1級	錦江町在住者	町指定のタクシー事業所のみ	事前申請 手帳提示	
南大隅町	①	重度障害者タクシー料金助成(400円×30枚)	1級	南大隅町在住者	南大隅町に住所を有する障害者	事前申請(利用券を交付) 手帳提示	町指定事業所のみ
中種子町	①	コミュニティバス	1~3級	中種子町在住者		乗車時、運転手に手帳提示	半額
	①	乗合タクシー	1~3級	中種子町在住者		乗車時、運転手に手帳提示	半額
	②	中種子町歴史民俗資料館	1~3級	中種子町在住者以外も可		手帳提示	全額免除
	②	中種子町温泉保養センター	1~3級	中種子町在住者		手帳提示	半額免除
南種子町	①	コミュニティバス運賃割引	1~3級	南種子町在住者		事前申請が必要 無料券の提示	片道:100円⇒無料
	②	広田遺跡ミュージアム	1~3級	南種子町在住者以外も可		手帳提示	全額免除

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

# 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
屋久島町	①	町営船運賃割引	1~3級	屋久島町在住者以外も可	1種又は1級の介護人	手帳又はミラロIDの提示、	旅客運賃の半額免除
	②	屋久杉自然館入館料減免	1~3級	屋久島町在住者以外も可		手帳提示	全額免除
瀬戸内町	①	精神障害者に対する町営定期船(フェリーかけろま、せとなみ)の旅客運賃割引	1~3級		① 精神障害者及び1級の精神障害者の介護者の旅客運賃について5割引とする。ただし2級精神障害者及び3級精神障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。 ② 1級の精神障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の回数旅客運賃については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。 ③ 小児の2級及び3級の精神障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。	各待合所に備えてある「障害者乗船運賃割引申込書」に所定の事項をご記入のうえ、乗船券発売窓口にて精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。	
	①	町内バス利用料割引(海浜バス・加計呂麻バス)	1~3級	瀬戸内町在住者以外も可		手帳提示	本人のみ半額
	①	町営定期船運賃割引	1級	瀬戸内町在住者以外も可		手帳提示	本人及び介護者が半額
	①	町営定期船運賃割引	1~3級	瀬戸内町在住者以外も可	片道101km以上を旅行する場合に限る	手帳提示	本人のみ半額
喜界町	①	町内タクシー(2社)利用料割引	1~3級	喜界町在住者以外も可		手帳提示	10%割引
	①	町内バスの利用料割引	1~3級	喜界町在住者以外も可		手帳提示	50%割引
	①	お出かけバス	1~3級	喜界町在住者		事前申請により利用者証の交付を受ける	年間1,200円で町内路線バスを何度でも利用可能
伊仙町	①	町内バス利用料割引	1~3級	伊仙町在住者以外も可		手帳提示	50%割引
和泊町	①	無料バス乗車券(町単独事業)	1~3級	和泊町在住者		申請が必要	
	②	西郷南洲記念館入館料の免除	1~3級	和泊町在住者以外も可		手帳の提示	
	③	サンサンテレビ使用料の減免(月額2/3免除)	1~3級	和泊町在住者		申請が必要	
	④	バス利用料割引	1~3級	和泊町在住者以外も可		手帳の提示	50%割引
知名町	①	知名町身体障害者(児)等バス無料乗車補助事業	1~3級	知名町在住者		町保健福祉課で申請後、無料乗車券を発行	

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。

## 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス

【令和4年4月1日現在】

※サービスの分類:①交通料金, ②施設入場料, ③その他

※条件a:利用の対象となる等級(1~3級), 条件b:実施主体ではない住所表記での利用の可否, 条件c:その他

実施主体 (市町村名)	サービスの 分類	サービス名	条件a	条件b	条件c	利用方法	備考
与論町	①	与論町障がい者(児)施設入所者及び精神障害者(児)医療施設入院面会旅費補助金(町単独補助金)	1~3級	与論町在住者		申請及び面会証明書の提出が必要	補助金は年度6回を限度とし、1回当たりの支給額は、奄美群島及び沖縄県の施設に入所・入院している者との面会の場合は2万円を、それ以外の地域の場合は3万円とする。
	①	与論町重度障がい者(児)島外医療機関通院旅費補助金(町単独補助金)	1級	与論町在住者		申請及び領収書(写し)の提出が必要	補助金は年度6回を限度とし、1回当たりの支給額は、実費の半額とする。ただし、奄美群島及び沖縄県の医療機関に通院する場合は2万円を限度とし、それ以外の地域の場合は10万円を限度とする。
	③	与論町障がい者自立支援配食サービス事業	1級~3級	与論町在住者	同居する者が調理することが困難で、かつ障害のため自ら調理することが困難な者	申請書の提出が必要	利用者は食材料費の実費として1食あたり400円を実施機関に支払うものとする。町民税非課税世帯に属する者は、1食あたり360円とする。

※本サービス一覧は、令和4年4月1日現在のものです。

サービス利用に当たっては、事前に市町村、関係施設等へ御確認ください。